



介護保険ガイド

● 介護保険広報シリーズ⁹⁹ ●

平成26年度の介護保険料

■ 介護保険料は3年ごとに見直す「介護保険事業計画」において決定します

平成24年度から平成26年度までの65歳以上の方（第1号被保険者）の介護保険料は、下記の表をもとに、毎年6月に所得段階によって決定します。対象となる方には7月中旬にお知らせと、普通徴収の方には納付書を同封し、お送りしますのでご確認ください。

所得段階	対 象 者	介護保険料（年額）
第1段階	●生活保護を受けている方 ●老齢福祉年金を受けている方で、世帯全員が町民税非課税	35,400円 (基準額×0.5)
第2段階	●世帯全員が町民税非課税で、前年の合計所得金額と課税年金収入額の合計が80万円以下の方	35,400円 (基準額×0.5)
第3段階	●世帯全員が町民税非課税で、第2段階に該当しない方	53,200円 (基準額×0.75)
第4段階	●世帯の誰かに町民税が課税されているが、本人は町民税非課税で、前年の合計所得金額と課税年金収入額の合計が80万円以下の方	60,300円 (基準額×0.85)
第5段階	●世帯の誰かに町民税が課税されているが、本人は町民税非課税で、第4段階に該当しない方	70,900円 (基準額)
第6段階	●本人が町民税課税で、前年の合計所得金額が190万円未満の方	88,600円 (基準額×1.25)
第7段階	●本人が町民税課税で、前年の合計所得金額が190万円以上の方	106,300円 (基準額×1.5)

※40歳から64歳の方（第2号被保険者）は、加入している医療保険の保険料と併せて納付します。

■ 保険料の納め方には「特別徴収」と「普通徴収」の2種類があります

	対 象 者	納め方	納 期
特別徴収	●老齢年金（退職）・障がい年金・遺族年金の受給額が、年額18万円（月額15,000円）以上の方 （平成25年度途中で65歳になった方や他市町村から転入した方は普通徴収になる場合があります）	●年金天引	年金の支払月 （年6回・偶数月）
普通徴収	●年金の受給額が年額18万円未満の方 ●平成26年度途中で65歳になる方、他市町村から転入した方、年金受給者になった方など	●納付書 ●口座振替	7月～翌年3月 （年9回）

※普通徴収から特別徴収への切り替えは、徴収開始の約半年から1年後となります。

介護保険料は大切な財源です。納付期限までにお納めを ～安心で便利な口座振替を！～

【お問い合わせ】 本庁 健康福祉課 介護保険係 ☎43-2116(課直通)